

議案第 65 号

大野市病児保育事業開設準備補助金交付要綱案

令和 7 年 12 月 23 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

病児・病後児保育事業の開設準備に係る経費に対して補助金を交付するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市病児保育事業開設準備補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年 月 日

大野市教育委員会

大野市病児保育事業開設準備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病気又は病気回復期のため集団保育が困難な児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援等に対応するため、病児・病後児保育事業の開設準備に係る経費に対して、予算の範囲内で市が補助することについて、大野市補助金等交付規則(昭和57年規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助上限額等)

第2条 補助の対象経費、補助金上限額及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助上限額	補助率
認可保育所、認定こども園、地域型保育事業及び医療機関が実施する、子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和7年7月8日付けこ成事第332号（第八次改正））第3条第15号及び別紙「病児保育事業実施要綱」に定める病児保育事業（病児対応型及び病後児対応型に限る。）のうち、普及定着促進費（開設準備経費）の改修費等に該当する経費	病児対応型、病後児対応型それぞれにつき400万円	10 / 10